

第1 環境に配慮した取組の推進

豊かで美しいふるさと福井の環境の保全と創造を進めていくためには、県民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割を十分に理解し、公平な役割分担のもとで、「環境にやさしい参加型社会」の実現に向けた取組を進めることが重要です。

そこで、各主体の役割や期待する取組を明らかにします。

1 県および市町村の役割

- 県は、環境問題の性質に応じて、条例等に基づく基本方針や指針などを策定し、環境保全に関する施策の方向、各主体の役割等を提示する。
- 県は、環境影響評価、規制の措置、調査研究などを進めることにより、各主体の環境保全に係る行動の基盤づくりを進める。
- 県は、県民・事業者・団体の自発的積極的な行動を効果的に促進するためのプログラムづくりを県民等の参加を得ながら進める。
- 県は、環境教育・環境学習、環境情報の提供、基金の充実等を進める。
- 県は、各種施策の策定・実施に際し、環境の保全の見地から、十分配慮する。
- 県は、国、近隣府県および市町村等の行政機関との連携を図り、効果的な施策を推進する。
- 県は、事業者・消費者の立場から、環境の保全に関する行動計画を策定し、率先して実行する。
- 県は、職員に対する環境教育の実施や環境保全活動の推奨に努める。
- 市町村は、問題の性質に応じて、地域環境の保全に関する基本的な計画を策定するなど、県に準じた施策やその他の独自の施策を自主的・積極的に推進する。

2 事業者の役割

- 公害の防止はもとより、環境への負荷の低減を自主的・積極的に進めるとともに、その能力を活かした積極的な行動に取り組む。
- 開発に当たって、自然環境への影響をできる限り抑制、軽減するなど自然環境の適正な保全に努めるとともに、野生動植物が生息・生育できる環境の確保に努める。
- 製品等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように製造等の段階において必要な措置を講じる。
- 製品等が使用されまたは廃棄されることによって生ずる環境への負荷を低減させる。